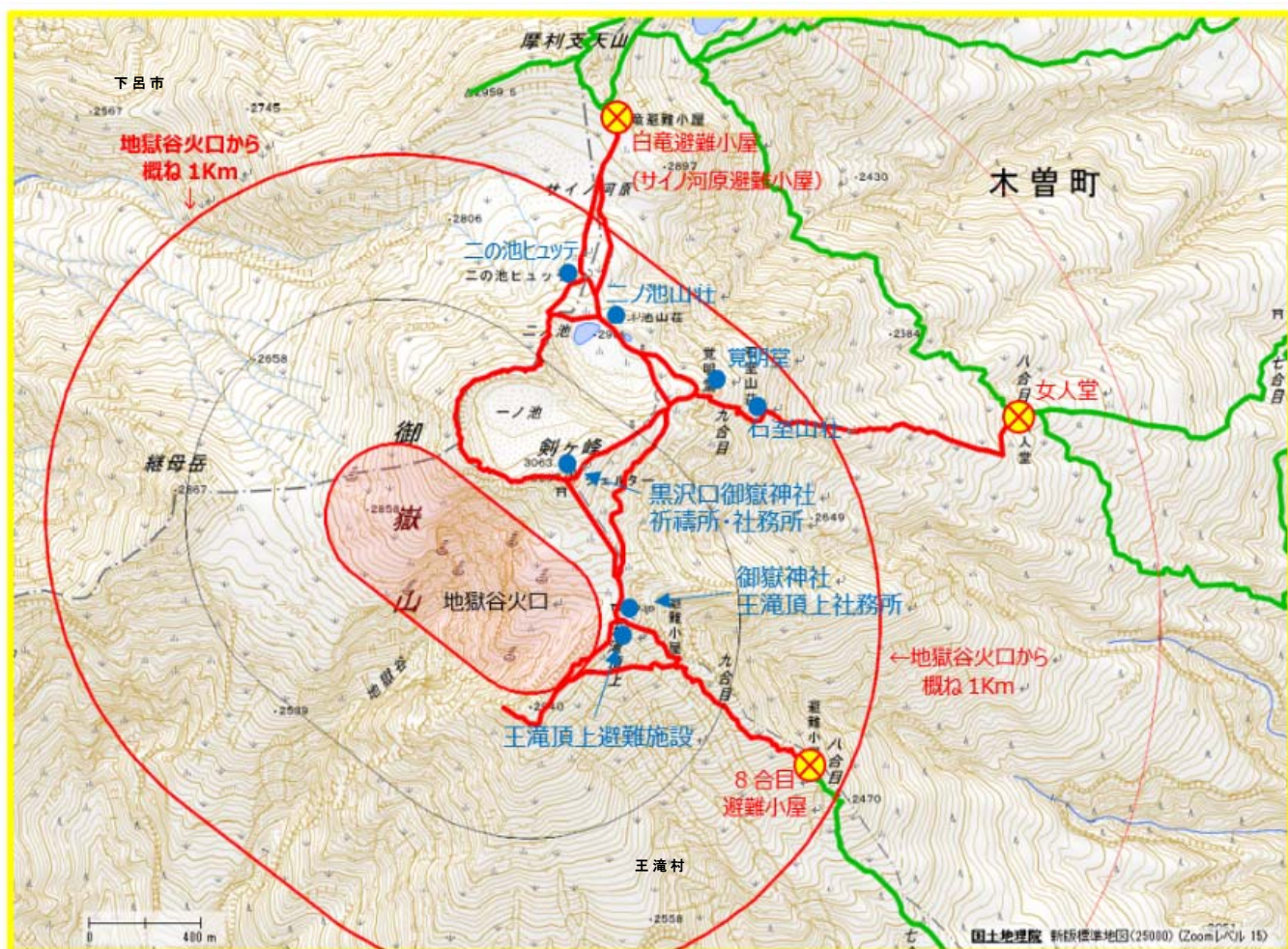


御嶽山立入規制情報

情報第30号
令和4年4月18日現在

⚠️ 火口から概ね1km以内は立入規制

- 1 御嶽山は噴火警戒レベル2(火口周辺規制)です。
- 2 火口周辺は突発的な噴火に対する安全対策を講じる必要があるとともに、荒廃した建物等の危険があるため、災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域を設定し、立入を禁止しています。
許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。
- 3 登山に際し、必ず最新の火山活動の状況を確認してください。
御嶽山の活動状況は、気象庁の公式ホームページ等で確認することができます。
- 4 御嶽山は活火山です。活火山では、噴火による噴石や火山ガスの発生があることをご理解いただき、十分に注意してください。



規制実施場所	登山道 (通行禁止)	登山道 (通行可)	閉鎖施設
--------	------------	-----------	------

注意:王滝口登山道は田の原駐車場で入山規制を実施しています。(令和4年4月18日現在)

最新の規制場所については、王滝村役場総務課(0264-48-2001)にお問い合わせください

木曽町(御嶽山火山防災協議会)